

社会福祉法人さしま福祉会
特別養護老人ホーム 四季の郷 運営規程

(目的)

第 1 条 この運営規程は、社会福祉法人さしま福祉会が設置する介護老人福祉施設の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 施設サービス計画に基づき、利用者が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

2 利用者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護老人福祉施設サービスを提供するよう努める。

3 常に明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その介護保健施設その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(運営方針)

第 3 条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の利用者の心身の状況を踏まえて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

2 施設自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。

3 介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、処遇上必要な事項にあたっては、分かりやすく説明することとする。

4 介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 「特別養護老人ホーム四季の郷」(以下「施設」という。)と称する。

(2) 所在地 茨城県古河市東間中橋 1 9 8 番地

(実施主体)

第 5 条 事業の主体は、社会福祉法人さしま福祉会が行う。

(施設の定員)

第 6 条 施設のユニット数は 5 (各ユニット定員 10 名) 合計入所定員は 5 0 名とする。

(職員の種類、員数及び職務内容)

第 7 条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりである。なお、下記の職員は併設の短期入所生活介護事業を兼務する。

- 1 園 長 1 名
ア 園長は、施設を代表し、職員の管理及び業務の総括に当たる。
イ 管理者は、他の業務との兼務をしても差し支えない。
- 2 生活相談員 1 名以上
生活相談員は、利用者及び家庭の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整において必要な役割を果たす。
- 3 看護師 2 名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に、医師及び医療機関と連携し、利用者が健康に過ごすために必要な処置を行う。
- 4 介護職員 20 名以上
介護職員は、介護老人福祉サービスの提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。ショートステイとの兼務を含む。
- 5 栄養士 1 名
栄養士は栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、献立を作成するものとする。
- 6 機能訓練指導員 1 名
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
- 7 介護支援専門員 1 名
介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画を作成し、介護、看護職員との調整を図る。
- 8 嘱託医師 1 名以上
- 9 事務職員(事務長含む) 若干名
- 10 その他の職員 若干名

(事業の内容)

第 8 条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

(介護)

- 1 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 入浴介助に当たっては、利用者の心身の状況に応じ適切な方法で、1週間に2回以上、入浴又は、清拭を実施するものとする。
- 3 排泄に当たっては、利用者の心身の状況に応じた適切な方法で、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。また、おむつを使用せざるを得ない利用者に対し、適切なおむつを取り替えることとする。
- 4 前各項に定めるほか、利用者に対して、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(食事の提供)

- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするともに、適切な時間に提供するものとする。
- 6 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行うものとする。

(機能訓練)

- 7 機能訓練に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送るうえで必要な機能を回復し、又はその減退を防止するために行うものとする。

(健康管理)

- 8 施設の医師及び看護師は、常に利用者の健康状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置を取るものとする。
- 9 施設の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、必要な事項について記録するものとする。

(褥瘡防止対策)

- 10 施設は、褥瘡が発生しないよう、適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備するものとする。

(相談及び援助)

- 11 施設の生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 12 施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 13 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 14 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについてその者又はその家族において行うことが困難である場合には、その者の同意を得て、代行するものとする。

(要介護認定の申請にかかる援助)

- 15 利用者が入所の際、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 16 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている介護認定期間

の満了日の３０日前には行えるよう必要な援助を行うものとする。

(虐待の防止対策)

- １７ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、定期的に研修を実施するものとする。

(施設サービス計画の作成等)

- 第 ９ 条 施設サービス計画の作成に当たっては、利用者について、その有する能力その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握するものとする。
- ２ 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供にあたる他の従事者と協議のうえ、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するとともに、利用者に対して説明し、同意を得るものとする。
- ３ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の従事者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(介護老人福祉施設の利用料)

- 第 10 条 施設が提供する介護老人福祉施設サービスの利用料及び加算については、介護報酬の告示上の額とし、その１～３割の額とする。又、食事に係わる自己負担額についても告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、下記により利用料金の支払を受ける。

ア 特別な食事（お酒を含む）	利用料金：要した費用の実費
イ 理容代	１回当たり 2, 0 0 0 円
ウ 美容代	１回当たり要した費用の実費
エ 預り金管理	１日当たり 8 0 円
オ 複写物の交付	１日当たり 2 0 円
カ 日常生活上必要となる諸費用	利用料金：要した費用の実費
キ 入院期間中の援助の交通費	１回当たり 1, 0 0 0 円 (利用者の入院期間中に洗濯物や衣類の交換等の援助のための交通費)
ク 要介護認定申請代行費用	１回当たり 1, 0 0 0 円
ケ インフルエンザ予防接種費用	利用料金：要した費用の実費
コ 処置消耗品費用（死亡時）	１回 5 0 0 円
サ TV のレンタル	１日当たり 1 0 0 円
シ 居住費、食費については以下の表による	

1日当たり

(単位：円)

対 象 者		区 分	居 住 費	食 費
生活保護受給者		段階 1	8 8 0	3 0 0
世帯全員が 市町村民税 非課税	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得の金額が 80 万円以下の方	段階 2	8 8 0	3 9 0
	利用者負担第 2 段階以外の方（課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など）	段階 3	1, 3 7 0	① 6 5 0 ② 1, 3 6 0
上記以外の方		段階 4	2, 0 6 6	1, 4 4 5

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得るものとする。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第 1 1 条 利用者が病院又は診療所に入院する必要性が生じた場合であって、入院後 9 0 日以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、再び当該施設に入所することができるものとする。

(秘密の保持)

第 1 2 条 施設に従事する職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由がなく漏らしてはならない。

また、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員等との雇用契約の内容としなければならない。

(苦情処理)

第 1 3 条 提供した介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(衛生管理及び感染症対策体制の徹底)

第 1 4 条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ア. 施設は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のため、感染症対策委員会を設置し、1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ることとする。
 - イ. 施設は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備するとともに、介護職員その他の従事者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための研修を定期的を開催することとする。
 - ウ. 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の退所等に関する手順に沿った対応を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第15条 介護老人福祉施設サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。
- 2 施設は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備することとする。
 - 3 施設は、事故が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じたときに、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備することとする。
 - 4 施設は、事故防止委員会を設置し定期的を開催するとともに、介護職員その他の従事者に対する研修を定期的に行うこととする。

(損害賠償)

- 第16条 利用者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が生じた場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第17条 天災その他の災害が発生した場合、職位は利用者の避難適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行うものとする。
- 2 施設は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的契約や通報・連携体制について定期的に従事者に周知するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第18条 建物、備品やその他器具の破損行為や持ち出しなどを行わないこと
- 2 他入居者や職員への暴言や暴力は厳禁とし、相互の親睦に努めること

(その他運営についての留意事項)

第19条 施設職員は、利用者及びその家族等に強要又は金品等の財産上の利益を収受してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に、当該施設を紹介することの対償として、金品等の財産上の利益を供与してはならない。

3 施設は、介護予防サービス事業所を併設するため、人員の兼務及び設備を共用するものとする。

4 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

5 施設は、身体拘束の廃止、虐待の防止並びに人権擁護に務めるものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人さしま福祉会が定めるものとする。

7 文書の保存は下記の通りとする。

(5年間保存)

施設サービス計画、サービスの内容に関する記録、身体拘束に関する記録、市町村への情報提供に関する記録、苦情に関する記録、事故に関する記録

(3年間保存)

その他の文書

(付則)

この運営規程は、平成26年12月 1日より施行する。

平成27年12月 1日より一部変更する。

平成29年 9月 1日より一部変更する。

令和 元年10月 1日より一部変更する。

令和 3年 8月 1日より一部変更する。

令和 6年 8月 1日より一部変更する。